年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの

17 件

厚生年金関係 17件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

10 件

厚生年金関係 10件

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月25日及び同年12月10日は30万円、16年7月23日、同年12月20日及び17年12月20日は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日

- ② 平成15年12月10日
- ③ 平成16年7月23日
- ④ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑤ 平成 17 年 12 月 20 日

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社における被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に賞与は支給されており、賞与から厚生年金保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C税務署から提出された申立人に係る平成 15 年から 17 年までの確定申告書の写し、金融機関から提出された 14 年 12 月 27 日から 18 年 1 月 30 日までの給与振込口座の取引推移表、申立人から提出された平成 15 年度及び 16 年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書、B市税事務所から提出された 17 年度の市民税・県民税課税台帳一覧表の写し並びに複数の元同僚から提出された A社の賞与明細書及び給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、それぞれ賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額(平成 15 年 7 月 25 日及び同年 12 月 10 日は 30 万円、16 年 7 月 23 日、同年

12月20日及び17年12月20日は36万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たら ないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年5月31日から同年6月1日まで

② 平成15年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社からB社へ転籍した時期であり、申立期間②は、同社からA社へ戻った後に、同社を退職した時期である。それぞれの期間も継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された申立人に係る平成10年分所得税源泉徴収簿並びに同社の代表取締役及び元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間①も同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 10年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当で ある。

申立期間②については、雇用保険の加入記録、申立人から提出された申立期間②当時のタイムカードの記録及び平成15年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人が当該期間もA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 15年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を誤ったと思われると回答している上、事業主が資格喪失日を平成10年6月1日及び15年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを10年5月31日及び15年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が10年5月31日及び15年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る10年5月及び15年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そのあとに納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

年金事務所から、同時期に転勤した同僚の年金記録が訂正されたとの通知を受けたので、自身の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答であった。申立期間も退職することなく、継続して同社C営業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社本社から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社C営業所に異動したとする元同僚に係る経歴証明書から、同社C営業所での勤務開始日が昭和40年7月21日であることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私は申立期間も退職することなく、継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答並びに複数の同僚の陳述及び同僚から 提出された給料明細書等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A 社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等は無いものの、B社が、「申立期間当時、従業員の社会保険はA社D本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社D本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 33 年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和57年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和52年4月1日から62年2月1日まで継続して勤務して おり、申立期間は同社B支店から同社C支店に転勤した時期である。申立 期間について、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除さ れていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(A社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B支店から同社C支店への異動日については、雇用保険の加入 記録から昭和57年3月1日と考えられることから、同社B支店における資格 喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における 昭和57年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、18万円とすることが妥 当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪(京都)厚生年金 事案 13752

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和 40 年 12 月 7日に解雇された当時の標準報酬月額は 4 万 8,000 円だったのが、41 年 10 月 1 日付けで、一旦、5 万 2,000 円と記録されていたものが、なぜか 7,000 円に減額訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所から解雇無効とされた期間であり、減額訂正される理由がないので、申立期間の標準報酬月額を昭和 40 年 12 月 7 日付け解雇前の 4 万 8,000 円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万8,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、5万2,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和44年7月1日。以下「全喪日」という。)まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人(申立人を含む。)全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで、当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年10月の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表を見ると、昭和 40 年 10 月の定時決定の時期までは、定時決定を含む標準報酬月額の変更の届出に係る事跡が受付日付

と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になり、そのうちの51人について、前述のとおり同年5月26日付けで、資格の喪失が取り消されている事跡が確認できる以後については、全喪日まで定時決定等に係る届出の事跡が無いことを踏まえると、申立人に係る同年、42年及び43年の定時決定の事跡については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

さらに、同僚の陳述及びA社に係る労働組合の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で解雇無効について争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って前述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

加えて、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を5万2,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所(当時)において、このような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保 険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万8,000円に訂正 することが必要である。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤により、厚生年金保険の加入記録 に空白がある。」との知らせを受け、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

申立期間は、C社からA社に転籍した時期であり、当該期間にも継続して同社に勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の辞令及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和47年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D厚生年金基金及びE健康保険組合における申立人の資格取得日は社会保険事務所の記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所、同厚生年金

基金及び同健康保険組合のいずれもが誤って同じ資格取得日を記録したとは 考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務 所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、 事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していない と認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤により、厚生年金保険の加入記録 に空白がある。」との知らせを受け、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

申立期間は、C社からA社に転籍した時期であり、当該期間も継続して 勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の 陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和 47 年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D厚生年金基金及びE健康保険組合における申立人の資格取得日は社会保険事務所の記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所、同厚生年金基金及び同健康保険組合のいずれもが誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月28日から同年11月1日まで 年金事務所の記録から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、昭和48年4月にA社本社に入社し、研修期間を経た後、C 社への出向を命じられた時期であり、当該期間もA社に継続して勤務して いたので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の申立人に係る人事記録、申立人提出の辞令、複数の同僚の陳述、同僚提出の申立期間に係る給与明細書及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和48年11月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 48 年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、B社は保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立人のA社に係る厚生年金保険の加入記録における被保険者資格の喪失日が、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である昭和48年10月28日となっており、社会保険事

務所及び公共職業安定所の双方が誤って資格を喪失した日を同様に記録したとは考え難いことから、事業主が同年10月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

昭和35年10月5日から平成15年5月15日までの期間、A社に継続して勤務していたが、年金事務所からの照会文書により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間の終期に当たる昭和38年6月1日付けで、A社B工場から同社 C工場に転勤したが、転勤の前後を通じ、給与から厚生年金保険料が控除 されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し(昭和36年6月1日にA社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における 昭和38年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥 当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日

を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の 告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保 険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤により、厚生年金保険の加入記録に空白がある。」旨文書を受け、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間には、A社の新設に際して、C社とE社の一部の社員がA社に転籍した時期であり、私もこの時にC社からA社に転籍したが、継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社及びA社の双方で一緒に勤務していた同僚の陳述並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し(昭和47年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D厚生年金基金における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所及び同厚生年金基金の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪(兵庫)厚生年金 事案 13758

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年7月1日から6年10月1日までの期間について、 事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張 する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬 月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から6年10月1日まで

② 平成6年10月1日から8年2月29日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額と比べて著しく低く記録されていることが分かった。

A社に入社した当初は、転職前と同額程度の給与(1か月当たり 65 万円以上)が支給されており、その後、徐々に減額されたが、退職するまでは少なくとも 30 万円程度の給与が支給されていたと思うので、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、 当初53万円と記録されていたところ、平成6年4月28日付けで、4年10 月1日及び5年10月1日の定時決定が取り消された上、資格取得時である 3年7月1日に遡って9万8,000円に減額する訂正が行われている。

また、オンライン記録によると、申立期間①当時のA社における厚生年金保険被保険者のうち、申立人を除く3人の標準報酬月額が、遡及期間は異なるものの申立人と同日付けの処理によって、申立人と同額の標準報酬月額に遡って減額されていることが確認できる。

さらに、申立期間①当時におけるA社の経営状態について、同社の複数の元従業員が、「業績が悪く、社会保険料を滞納していたと思う。」旨陳述しているところ、年金事務所提出の不納欠損整理簿を見ると、同社に係る滞

納保険料が、平成12年9月27日に不納欠損処理されていることが記されている。

一方、A社に係る商業登記簿を見ると、申立人については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成9年9月17日付けで、同社の取締役に就任していることが確認できるが、申立期間①当時は役員ではなく、申立人自身、「社会保険事務には全く関与していなかった。」旨陳述しており、複数の元従業員も、「A社において、社会保険事務は女性事務員又は申立人とは別人の役員の一人が行っていた。」旨陳述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の遡及訂正処理が事実に即したものであったとは考え難く、申立人について、平成3年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われる合理的な理由は見当たらず、申立期間①の標準報酬月額に係る有効な記録の訂正が有ったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、オンライン記録において、当該期間に係る標準 報酬月額が遡って訂正されている等の不適切な事務処理が行われた事跡は 見当たらない。

また、A社は、平成8年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている 上、同社の元事業主及び社会保険事務担当者はいずれも死亡しており、これ らの者から申立人の申立期間②に係る給与支給額及び保険料控除額につい て、確認することができない。

さらに、申立人は、A社における給与明細書等を所持しておらず、申立人が給与振込の口座を設けていたと陳述している複数の金融機関からも、申立人に対する同社からの給与振込の記録を確認することはできなかった。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づ く厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見 当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月1日から63年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を62年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年10月は9万8,000円、同年11月から63年2月までは10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月21日から63年3月1日まで

私は、昭和61年5月にB社(現在は、C社)に入社し、平成5年2月まで同一の勤務場所でD業務に従事した。昭和62年頃、会社の経営方針の変更により、新たにA社という会社が設立され、その時点から私は同社の従業員となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白となっている。

申立期間も継続して勤務しており、当時の給料支払明細書により厚生年金保険料も控除されていたことが確認できるので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の給料支払明細書により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和62年10月1日から63年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに 基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと 認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額 の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、昭和62年10月は9万8,000円、同年11月から63年2月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、A社は、昭和63年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではない。しかし、C社の回答及び申立人の陳述により、A社には当該期間も5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、当該期間に適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務 所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に 係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和62年9月21日から同年10月1日までの期間については、上記給料支払明細書により、同年9月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間のうち、平成4年9月1日から5年10月1日までの期間について、 事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から5年10月1日まで

② 平成5年10月1日から8年8月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が20万円と記録されている。しかし、申立期間に給与額の変動はなく、毎月40万円ぐらいの給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると申立人のA社における標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成5年3月11日付けで、4年9月1日に遡って20万円に引き下げられている。

また、申立人のほかにも取締役2人を含む3人の標準報酬月額が、申立 人と同日付けで、平成4年9月1日に遡って引き下げられている。

このことについてA社は、「当時、経営状態が悪く、厚生年金保険料を滞納することがあった。保険料の負担額を減らすため、申立人の報酬月額を実際の額よりも低い20万円として届け出た。」と回答している。

また、申立人はA社の役員ではなかったことが商業登記簿謄本により確認できる上、同社は、申立人は社会保険事務に関与していなかったとしており、ほかに申立人が当該遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、当該処理を行う合理的な理由は見当

たらないことから、当該処理が有効な記録の訂正であったとは認められない。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険 事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、前述の遡及訂正処理日以降の最初の定時決定により 20 万円と記録されているところ、当該定時決定処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見られない。

また、A社は、「申立人の報酬月額を実際の額よりも低い 20 万円と届け出たことは認めるが、申立期間②に申立人の給与から控除した厚生年金保険料は、標準報酬月額 20 万円に基づいて算定した額である。」と回答している。

さらに、A社は、給与台帳など申立期間②当時の関連資料を保管していないとしている上、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除額を確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づ く厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで 昭和45年3月からA社のC支店で勤務し、同年8月1日に社名がD社に 変わった後も継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険 者の記録が空白となっている。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保 険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人がA社及びD社に継続して勤務し(昭和45年8月1日にA社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 45 年 6 月の社会保険事務所(当時)の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人がA社勤務時に加入していたE厚生年金基金及びF健康保険組合における資格喪失日も、社会保険事務所の記録と一致する昭和45年7月31日となっており、事業主が資格喪失日を同年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所、同厚生年金基金及び同健康保険組合のいずれもが、これを誤って同年7月31日と記録することは考え難いことか

ら、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、同年9月を8万6,000円、同年10月及び同年11月を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月29日から同年12月1日まで

平成24年11月12日にC年金事務所から、A社及びB社に勤務していた同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、昭和48年10月にA社に入社し、49年10月に子会社のB社に移籍したが、平成20年4月に退職するまで継続して勤務したのに、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間にA社及び関連会社のB社に継続して勤務し(昭和 49 年 12 月 1 日にA社からB社に移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 49 年8月の社会保険事務所(当時)の記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同年 10 月の定時決定の記録から、同年 9月 は8万 6,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 9 万 2,000 円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、同年9月を6万円、同年10月及び同年11月を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月29日から同年12月1日まで

平成24年11月12日にC年金事務所から、A社及びB社に勤務していた 同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認し たところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判 明した。

私は、昭和49年1月にA社に入社し、同年10月に子会社のB社に移籍したが、51年4月に退職するまで継続して勤務したのに、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間にA社及び関連会社のB社に継続して勤務し(昭和49年12月1日にA社からB社に移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 49 年8月の社会保険事務所(当時)の記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同年 10 月の定時決定の記録から、同年 9 月は6万円、同年 10 月及び同年 11 月は 6万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

大阪厚生年金 事案 13764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から48年1月10日まで厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。同社を途中で退職したことはなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における雇用保険の被保険者期間は、昭和47年4月24日から同年11月29日までの期間及び48年1月10日から49年10月31日までの期間の2回とされており、申立人の同社における厚生年金保険の加入期間と符合しており、申立期間における雇用保険被保険者の記録は無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち31人から、申立人の在職等に関する回答を得たが、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことをうかがわせる回答は、誰からも得られなかった。

さらに、A社において、申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする元従業員は、「申立期間における申立人の在職及び保険料控除の有無については、何も覚えていない。しかし、A社では、社会保険に加入している在職中の従業員について、その途中で従業員の社会保険の資格を喪失させるようなことはなかった。また、資格喪失の手続を行う際は、退職する従業員から必ず健康保険被保険者証を預かり、社会保険事務所(当時)に返納するようにしてい

た。」旨陳述している。

加えて、前述の健康保険被保険者証の返納については、前述の被保険者名簿において、申立期間の前後約1年以内にA社又はB社(当該期間中に、A社から名称変更)での被保険者資格を喪失し、その後約6月以内に、再度、同社での被保険者資格を取得している者16人のうち5人から、当時の事情等に関する回答を得られ、その5人全員が自身の記憶する同社での勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間はほぼ一致していると陳述しているところ、当該被保険者名簿の各人の備考欄には、当該被保険者証を返納したことを示す「証返」のゴム印が押されている事跡が5人全員について確認できる上、申立人についても、同被保険者名簿の備考欄において、申立人が昭和47年11月30日に資格を喪失した際に同被保険者証を返納したことを示す「証返」のゴム印のほかに、「47.12.8」の日付印が押されている事跡が確認できる。

また、B社における申立人の在職期間を示す資料として、申立人を含む複数の者の入社及び退職の年月日が記されている書面が、同社から提出されているが、その書面に記されている複数の他の従業員のうちの一人の在職期間については、当時の社会保険事務担当であったとする者の陳述等から判断すると、同社を一旦退職し、期間を空けて再就職したために空白が生じていると推認できるものの、同人の在職期間にその空白期間は記されておらず、継続して勤務していたことになっており、このことを踏まえると、当該書面の事跡のみをもって申立人が申立期間も同社に勤務していたと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13765

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年1月17日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、B社に研修員として在籍していたが、社会保険の適用を受けるために、A社で週に1日、昼夜24時間、勤務していた。以前、同社において申立期間と同様の勤務形態で勤務した期間については、厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成7年分所得税源泉徴収簿及び申立人の給与振込口座の取引明細表から判断すると、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の源泉徴収簿を見ると、平成7年1月の社会保険料控除額欄には、「0円」と記載されていることが確認できる。

また、A社は、「当社は、翌月に支給する給与から前月分の厚生年金保険料を控除しており、平成7年分所得税源泉徴収簿において、同年1月に支給した給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できることから、当時、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行っていないと考えられる。」旨回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から44年4月15日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社(適用事業所名は、B社C工場)で勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社に二人の兄と一緒に勤務しており、当該二人の厚生年金保険の加入記録を見ると、当該期間が被保険者期間であるにもかかわらず、自身の被保険者期間が無いことに納得できない。

申立期間も退職することなく、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社を含む複数の事業所を構成し、その厚生年金保険の適用事業所となっているB社C工場は、昭和44年4月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同適用事業所の元事業主は既に死亡しているため、同事業所等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、申立人が勤務していたA社において経理事務を担当していた者(申立人の兄)は、「社会保険料は、B社C工場の事業主からの指示どおりに給与から控除し、同事業所に納めていた。当時の資料が無く、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては分からない。」旨陳述している。

加えて、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の

備考欄には、「証返」の押印が有る上、資格喪失日欄には「40.1.1」の上欄に「1.14」との事跡が確認できることから判断すると、事業主により、昭和 40年1月1日を申立人に係る健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とする事務処理が、同年1月14日になされたものと考えられる上、同被保険者名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年3月16日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

A社には、職業安定所の紹介で社会保険に加入できることを条件に、準社員として平成6年10月26日付けで入社し、厚生年金保険には同年11月1日から加入できることになっていたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の陳述及び申立人から提出された雇用保険受給資格者証に 記されている内容から判断すると、申立人が申立期間にA社において勤務し ていたことが認められる。

しかし、A社の元事業主は、「会社は既に倒産し、申立期間当時の資料は全て破棄したため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の届出及び保険料の控除については不明である。」としている。

また、A社において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者の記録が確認できる複数の元従業員の陳述及びこれらの者に係る雇用保険の加入記録から判断すると、同社は従業員の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を同時に取得させていたと考えられるところ、B労働局が回答している申立人の同社における雇用保険被保険者の資格取得日とオンライン記録の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社には準社員として入社したと陳述しているところ、 同社において自身が管理職又は事務担当者だったとする元従業員5人はいず れも、「A社の準社員には試用期間があり、準社員は試用期間中に厚生年金保 険に加入することはなかった。」としており、また、その試用期間について 2 人は不明としているものの、ほかの 3 人が「3 か月間又はそれ以上の期間」とそれぞれ陳述していることから、申立人についても、申立期間は試用期間であったため、厚生年金保険に加入していなかった可能性を否定できない上、前述の元事業主は、「厚生年金保険に加入していない期間の給与から、厚生年金保険料を控除することはない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月15日から11年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間において、A社でB職として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、C県D市に所在するA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、当時の住宅地図を見ても、申立人が陳述している所在地にA社は見当たらない上、オンライン記録によると、同社が同所在地において厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、同社に係る商業登記簿の記録も確認できない。

また、オンライン記録において、申立人がA社の事業主であるとしている者の記録を確認することができない上、申立人は同社の同僚の氏名を記憶しておらず、同社の当時の従業員から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間の後に勤務した事業所に提出した履歴書を見ると、申立期間において、A社とは別の事業所であるE社に勤務した旨の記載が確認できるところ、申立人は、「申立期間についてはE社に勤務し、空いている時間にA社でB職として勤務した。」としている上、申立書に申立期間の給与額として80万円と記載していることについても、「E社における月収の平均額である。」と陳述するほかに、A社での給与明細書等を保管しておらず、ま

た、給与額及び保険料控除についても分からないとしており、申立期間の同社における勤務期間及び給与額等について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所から届いた「ねんきん定期便」の保険料納付額月別状況を見ると、平成元年8月が空欄となっていたので、厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社における資格喪失日が同年8月31日と記録されていることが判明した。同社には同年8月31日まで勤務したので、資格喪失日を退職日の翌日の同年9月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する退職者名簿及び申立人から提出された退職金計算書から判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は「当月分の厚生年金保険料は、翌月に支払う給与から控除していた。」と回答しているところ、申立人から提出された平成元年9月度給与支給明細書を見ると、厚生年金保険料控除欄が空欄となっており、同年8月に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社が加入するB健康保険組合及びC厚生年金基金が保管する申立 人の資格喪失に係る記録は、年金事務所の記録と一致している上、同健康保険 組合及び同厚生年金基金は、当時の資格喪失届は複写様式であったと回答して いることから、同社が申立人の資格喪失日を平成元年8月31日として届けた ものと考えられるところ、同社は、「当時の資料が現存していないので事情は 不明であるが、当社が年金事務所の記録どおりに届けた場合、平成元年8月の 厚生年金保険料は控除していないと思われる。」旨回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険事案については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)に基づき、「申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合」に記録訂正についてのあっせんを行うこととされている。

大阪厚生年金 事案 13770 (事案 2033、4983、12497 及び 13553 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から46年6月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない等として、申立ては認められなかった。

今回、私は、申立期間にはA社の名前の会社でしか勤務した記憶がないので、申立ての事業所を同社のみとし、また、新たに当時の勤務を証明できる資料として、同社の社印がある領収書が見つかったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、昭和 44 年 5 月 30 日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も明らかでないため、これらから申立期間の事情等について確認することができない、ii) 申立人について、申立期間と重なる国民年金保険料の納付済期間が確認できる、iii) 申立人に係る国民健康保険の加入記録が確認できる、iv) 申立人提出の申立人に係る昭和 41 年 6 月分、同年 9 月分及び同年 11 月分の給与支払明細書は、同社発行のものと確認できない、v) 申立期間当時の同社の取引先から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 8 日付け、21 年 12 月 11 日付け、23 年 10 月 14 日付け及び 24 年 9 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間当時、A社が取引に用いることにしていた領

収書が見つかった。その領収書には同社の社名等が印刷されているとともに、同社の社印が押されていることから、当時、私が同社に勤務していたことを証明できる。」旨主張し、当該領収書の写しを新たな資料として当委員会に提出しているが、同領収書は厚生年金保険料の控除を確認できる資料ではなく、当該資料をもって申立人が、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間当時の事情等について調査を行ったが、委員会のこれ までの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生 年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から32年5月30日まで

申立期間にA社で勤務し、B職などをしていたが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。同社が経営するC社が忙しい時に、同事業所へ出張することがあったが、そこで一緒に勤務した同僚には被保険者記録が有るのに、私には無いのが納得できない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が 申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和51年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

また、前述の元同僚が、申立人と同じB職であったとして名前を挙げた者は、A社で勤務し始めたとされる日より2年以上たってから被保険者の資格を取得しているほか、当時の従業員として名前の挙がった者の中には、同社における被保険者の記録が全く確認できない者も複数いることから、申立期間当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

大阪厚生年金 事案 13772 (事案 13577 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から49年7月1日まで

A社B支社(現在は、C社D支社)における申立期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いとして、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回は、申立期間当時、私がE職のF業務員としてA社B支社に勤務していたことを証明してくれる同僚を見つけたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間も継続してA社B支社に勤務していたことは確認できるものの、i) C社は、「申立人の申立期間における保険料控除を確認できる資料は無い。」旨回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、確認できないこと、ii) 申立期間当時、A社B支社が厚生年金保険に加入させていたF業務員は、E職のみであったと推認されるところ、C社から提出された人事データ及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間についてはE職のF業務員ではなかったと考えるのが自然であること等として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな事情として、申立期間当時の同僚二人の氏名を挙げているところ、そのうち、申立期間の一部にA社B支社において厚生年金保険被保険者の記録の有る一人は、「申立人は、私がA社B支社に勤務していた期間中はE職であった。」旨陳述している。

しかし、今回、新たに事情を聴取した3人の同僚(事務員及びF業務員)は、申立人が申立期間についてはE職ではなかった旨の陳述をしている。

また、C社から提出された申立期間当時のE職就業規則によれば、支社の最少人数は6人(E職及びそれ以外のF業務員5人)であり、最少人数を下回るとE職から降格される旨規定されている。しかし、A社B支社において全てのF業務員を厚生年金保険に加入させることとなった日とされる昭和49年7月1日に、被保険者資格を取得しているF業務員19人(申立人を除く。)について調査したところ、同年7月1日において、それぞれが所属している支店のE職が申立人であったことをうかがわせる者は見当たらない。

さらに、上記の19人以外で申立人又は同僚が記憶するA社B支社における被保険者記録が無いF業務員6人についても、申立期間当時、申立人と同じ支社に所属していたことをうかがわせる者は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月21日から31年10月6日まで

② 昭和34年1月17日から同年7月26日まで

私が、A社及びB社(現在は、C社)で勤務していた申立期間について、 脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、私は脱退手当金の請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求及び受給した記憶はないとして申し立てている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金の支給決定日(昭和35年10月10日)の約1か月前である昭和35年9月に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済35.9」の表示が確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和35年8月4日に、旧姓から新姓へ氏名が変更されており、申立期間の脱退手当金が同年10月10日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名の変更が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は 見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。